

平成28年度第2次補正予算事業

小規模事業者持続化補助金とは？

- 経営計画に基づいて実施する販路開拓等の取り組みに対し、50万円を上限に補助金（補助率：2/3）が受けられます。
- 従業員の賃金を引き上げる取り組みを行う事業者、雇用を増加させる経営計画に基づく取り組む事業者、買い物弱者対策に取り組む事業者、海外展開に取り組む事業者については、補助上限額が100万円となります。
- 複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業の場合は、補助上限額が「1事業者あたりの補助上限額×連携小規模事業者数の全額となります。（ただし、500万円を上限とします）
- 計画の作成や販路開拓の実施の際、商工会議所の助言を受けることができます。

申請先：日本商工会議所 小規模持続化補助金事務局

詳細はHPにてご確認ください（<http://www.jizokukahojokin.info/>）

●対象：小規模事業者

卸売業・小売業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）	常時使用する従業員数	5人以下
サービス業のうちの宿泊業・娯楽業	常時雇用する従業員数	20人以下
製造業・その他	常時使用する従業員数	20人以下

福山商工会議所の管轄は、神辺、駅家、加茂、芦田、新市、沼隈、内海町を除く福山市内で事業を営んでいる小規模事業者。神辺、駅家、加茂、芦田、新市、沼隈、内海町の方は、申請用紙等が異なりますので、各商工会へご相談ください。

●対象となる取り組み例

- （1） 広告宣伝
新たな顧客層の取り込みを狙い、チラシを作成・配布
- （2） 集客力を高めるための店舗改装
幅広い年代層の集客を図るための店舗のユニバーサルデザイン化
- （3） 商談会、展示会への出展
新たな販路を求め、国内外の展示会へ出展
- （4） 商品パッケージや包装紙、ラッピングの変更
新たな市場を狙って商品パッケージのデザインを一新



●補助金申請手続等スケジュール

- ・ 11月4日（金）公募受付開始
- ・ 平成29年1月27日（金）日本商工会議所補助金事務局への申請書類提出期限[当日消印有効]
- ・ 平成29年3月中旬頃 採択結果発表予定
- ・ 採択結果公表日以降、順次、採択事業者への補助金交付決定通知書発出（同通知書受領後から補助事業開始）
- ・ 平成29年12月31日（日）補助事業の実施期限

※当補助金申請において、当所では、経営計画書・補助事業計画書作成の支援後、「事業支援計画書（様式4）」を発行します。「事業支援計画書（様式4）」がないと、日本商工会議所（補助金事務局）へ申請できません。また、本事業の趣旨から、社外の代理人のみでの、当所への相談や「事業支援計画書（様式4）」の交付依頼等を行うことは、ご遠慮ください。

※補助金の申請締切は1月27日（金）必着となっておりますが、作成・交付依頼は、お早目をお願いします。

補助金申請手続のための職員による個別相談を随時行います。

（左記セミナーに受講ご希望の方は、11月30日（水）までにお問い合わせください）

お問い合わせは

福山商工会議所 中小企業振興部 経営課
TEL (084) 921-8734
FAX (084) 922-0100

申請書類一式提出先

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷3-11-8
TEL(03)6459-2004
ホームページ <http://www.jizokukahojokin.info/>